

1 資金名 漁業特別対策資金(漁業近代化資金)

2 融資制度の概要

資金名	運 転 資 金	施 設 資 金
貸付対象者	令和7年台風第22号または台風第23号による漁業被害を受けた者で、在住する区市町村より漁業被害認定証明を受けている漁業者等	
資金使途	・漁業経営維持のために必要な漁具購入費、水産動植物の種苗等の購入費 ・経営の安定維持に必要な中～長期運転資金 等	・漁業被災前の当該設備と同程度の設備取得 ・設備修繕のための資材購入 ・復旧に併せて行う設備の拡充 等
貸付限度額	法人 3,000万円 個人 500万円	法人 3,000万円 個人 1,000万円
貸付利率	0% (東京都が金利相当額を全額利子補給することにより、無利子とする)	
償還期間 (据置期間)	5年以内 (1年以内)	15年以内 (3年以内)

3 融 資 率 80% (農林水産省ガイドラインにより最大100%)

4 融資機関 東日本信用漁業協同組合連合会東京支店

5 保証機関 全国漁業信用基金協会東京支所

6 申込方法 資金の申込方法等の詳細については、東日本信用漁業協同組合連合会東京支店へお問い合わせ下さい。

7 受付期間 令和7年10月31日から令和8年3月31日まで

- 融資及び保証に当たって所定の審査があります。
- 保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかります。